

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付しますので、独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）（以下「細則」という。）に基づいて公告します。

2021 年 2 月 1 日

独立行政法人国際協力機構
九州センター契約担当役
所長 植村 吏香

1. 調達内容

- (1) 工事名称：2020 年度九州センター宿泊棟客室の洗面台自動水栓及び温水洗浄便座更新工事
- (2) 工事概要：①宿泊棟客室の洗面台自動水洗化（シングル 125 室、ツイン 5 室）
②宿泊棟客室のトイレ便座の温水洗浄便座化（シングル 125 室、ツイン 5 室）
③上記①、②に附帯する設計及び工事
- (3) 工 期：2021 年 3 月中旬から 2021 年 6 月下旬（予定）

2. 競争参加資格

細則第 4 条に定める不適合者が排除されるほか、細則第 5 条に基づき、以下の競争参加資格要件を設けます。

- (1) 国土交通省九州地方整備局の工種区分（等級）「電気設備」の「C」以上の等級及び「暖冷房衛生設備」の「C」以上の等級。に格付けされ、競争参加資格を有すること（以下「資格保有者」という。）。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定される主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、一級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する者とする。また、電気工事においては一級電気工事施工管理技士を配置すること。
- (3) 福岡県内に建設業法の許可に基づく本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。
- (4) 建設工事の種類「電気工事」及び「管工事」において、過去 10 年以内に、元請として（単体受注、又は共同企業体代表企業での受注とする。）、延床面積 3,000m² 以上の建築物における、衛生設備（温水洗浄便座取付等）工事の施工を完了した実績を有すること。
- (5) 共同企業体による競争参加を認めません。
- (6) 届出の義務の履行について
 - ①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の

義務

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3. 入札説明書

入札説明書は以下のサイトに掲載します。

本公告の「入札説明書等（PDF）」欄に掲載されているファイルをダウンロードしてご参照ください。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」 →「公告・公示情報」

→「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報」

「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報（研修
委託契約、工事、物品購入、役務等）」

→「公告・公示情報（2020 年度）」

「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報- 工事、
物品購入、役務等- 」

→「JICA 九州」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2020.html>)

5. 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

2021年3月3日（水）14時00分より

(2) 場所

福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1

独立行政法人国際協力機構 九州センター 2階 セミナールーム6

以 上